

議会改革調査研究についての検討要綱

平成28年11月28日制定

平成30年 2月28日改定

1 目的

この要綱は、村上市議会が平成28年9月30日に設置した議会改革調査特別委員会の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 検討事項

検討にあたっては、次に掲げる事項について調査等を行うものとする。

議会基本条例に関する事項

その他委員会が必要と認める事項

3 検討期間

31

検討期間は、平成30年3月までとする。

4 会議の開催

会議は、おおむね1か月に1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、必要に応じて開催することができる。

5 会議の運営

会議には、委員のほか、議長及び副議長が出席するものとする。また、必要に応じて、各会派代表者及び議会運営委員長の出席を求めることができるものとする。

6 会議結果の集約

検討結果の集約にあたっては、話し合いによる全会一致に努めるものとする。

7 結果の報告

検討の結果、結論を得た事項については、随時、会派代表者会議、議会運営委員会及び全員協議会に報告するものとする。